

和歌山県犯罪被害者等支援基本計画の概要

現状と課題

犯罪被害者等が直面する問題



生命、身体、財産に対する直接的被害

- 心身の不調
- 不本意な転居、収入の途絶
- 周囲の人の心ない言動
- マスコミの過剰な取材、報道
- 裁判等に伴う精神的、時間的負担
- 再被害の不安、恐怖 等

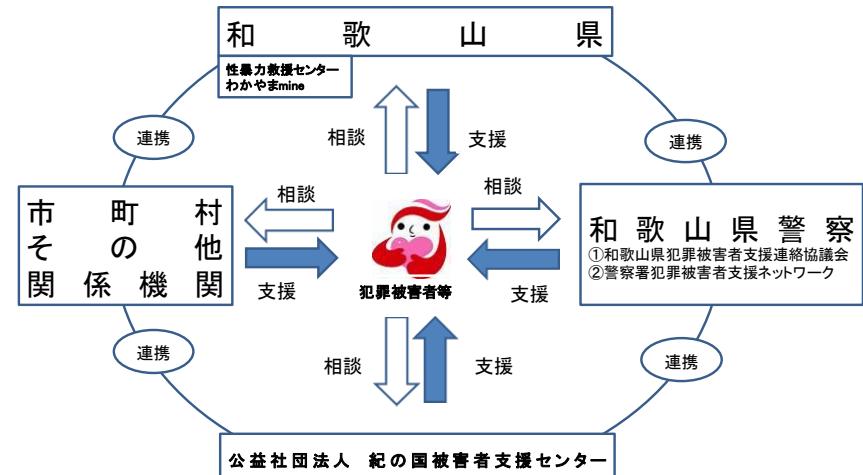
精神的なケア、医療・福祉、生活・経済的支援など社会全体で支援を行っていくことが必要



計画の策定趣旨

犯罪被害者等の多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けることができる社会の実現のため、県の支援施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定

支援及び推進体制



計画の根拠及び期間

- 根拠：和歌山県犯罪被害者等支援条例 第8条
- 期間：令和2年度～令和7年度（6年間）

計画の基本方針

- 犯罪被害者等を支えるための体制づくり
- 精神的・身体的被害及び生活基盤の回復
- 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

和歌山県犯罪被害者等支援基本計画の概要

【策定体系】

